

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」改正案への意見・質問

1. 意見

該当箇所	意見	理由
全般	本監督指針の運用にあたっては、東日本大震災の被災地域において、債務者が厳しい状況にある一方、金融機関自身も大きな被害を受けているという、震災地域特有の極めて厳しい事情に十分に配慮いただきたい。	4月4日に公表された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）」では、「特に、今般の東日本大震災により大きな被害を受けている地域においては、債務者の置かれている極めて厳しい状況や債務者のニーズに十分に配慮したコンサルティング機能の発揮が強く期待される一方、金融機関自身も大きな被害を受けているため、コンサルティング機能の発揮のための経営資源の十分な確保が期待できない、といった困難な状況が想定される。本監督指針の運用にあたっては、こうした震災地域特有の極めて厳しい事情に十分に配慮するものとする」とされている。 中小企業金融の円滑化と地域密着型金融の推進は、非常に関連性が高いことから、上記指針と同様、特段の配慮をお願いしたい。

2. 質問

該当箇所	質問	理由
全般	本監督指針では、新たに「コンサルティング機能の発揮」が求められているが、その対象は個人事業主を含む企業であり、住宅資金借入者は対象外という理解でよいのか。	確認のため。
3頁 -4-1経緯 (2)	「特に、地方公共団体が実施する計画的で継続的な取組みとの有機的連携が重要である」との記載があるが、どのような連携を想定しているのか。また、成功している事例があればご教示いただきたい。	顧客企業の支援にあたっては、単独企業や地域連携だけでは限界があり、地方公共団体との連携が必要だと感じているが、当局が具体的にどのような連携が有効だと考えているのか具体例も含めご教示いただきたい。 また、地方公共団体だけでなく国も含めた連携であればさらに効果が高いと考えるが、地方公共団体との連携例の中で国とも協力した具体的な試みがあるのであれば、併せてご教示いただきたい。
13頁 -4-4監督手法・対応 (1)	現行の監督指針では、「-5-3監督手法・対応(1)取組み状況の把握」において、「全体の取組み状況を総合的に把握するために、年1回、各銀行に取組み状況の報告を求め、決算期において開示を要請する主要計数等とあわせ、その実績を総合的にとりまとめ、公表するものとする」との記載があるが、今回の監督指針の改正案では、これらの記載が削除されている。 今後(平成22年度分以降)、各銀行の取組み状況の報告や、決算期における主要計数(経営改善支援取組み率、再生計画策定率、ランクアップ率等)の開示に関する金融庁からの要請がなくなり、個別行の判断で情報発信すればよいとの理解でよいのか。	5月の決算発表時の公表資料の内容に影響するため確認したい。
13頁 -4-4監督手法・対応 (1)	「総合的なヒアリング等においては、営業現場の責任者等から、顧客企業との接触状況を含めたコンサルティング機能の発揮の個別具体的な実践(現場における課題や本部との連携の状況を含む)まで踏み込んで確認する」との記載があるが、「営業現場の責任者等」とは営業店の支店長等を想定しているのか。それとも営業部門全体を統轄する役員等を想定しているのか。	確認のため。